



## マイナンバーカードが 保険証として使えます。

当院では、マイナンバーカードを用いて診療情報を取得できる体制を整備しております。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。

マイナ保険証登録済の患者様は正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

マイナンバーカードをお持ちの方は受付の認証端末機を利用し、同意していただくことで、下記の情報が当院で閲覧可能となり診療に活用できます。

▼ [健康保険証資格の有無](#)

▼ [高額療養費制度の負担区分](#)

▼ [薬歴情報](#)

▼ [特定健診情報](#)

※特定健診情報・薬歴情報の閲覧には、事前の同意が必要となります。  
診察・検査予約のある患者様は、診療前に受付の認証端末機にて、情報の提供の同意をお願いいたします

※医療保険の加入状況が確認できない場合（医療保険の新規加入直後や、提示いただいた保険証が失効している場合など）は、その場でお声掛けさせて頂く可能性がございます。

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000910337.pdf>



何卒ご協力のほど、お願いいたします。